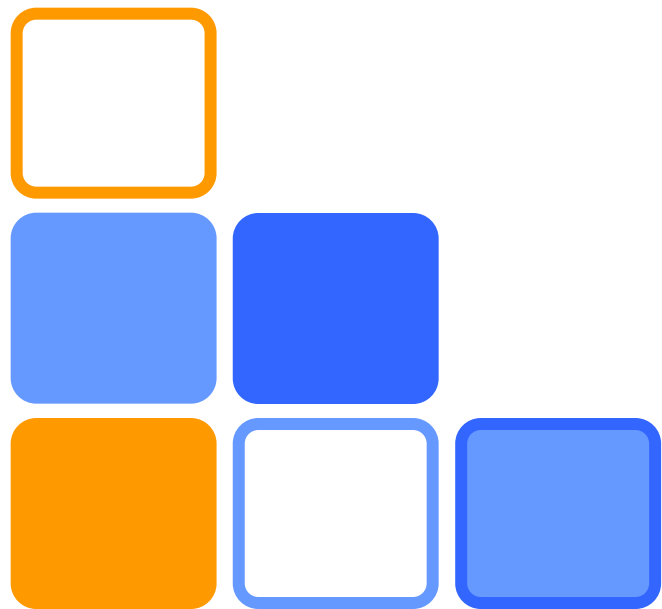


平成28年度 第2回 介護給付適正化推進研修会



平成29年2月22日
東京都 福祉保健局
高齢社会対策部 介護保険課
指導担当(給付)



本研修会の目的

- ✓ 東京都における介護給付適正化の目的と必要性を理解(再確認)する
- ✓ 都内全体(他保険者)の取組と課題を知る
- ✓ 他保険者との情報・意見交換を行う
- ✓ 各地域・保険者での給付適正化の取組推進につなげる(そのための手がかりを掴む)

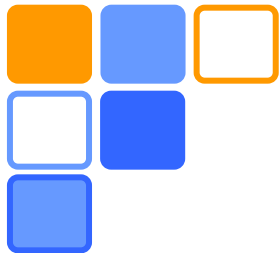


本日の内容

□ 9区・21市・4町村、計49名が参加

□ 本日のタイムスケジュール

- ① 東京都における介護給付適正化について
- ② 平成28年度 介護保険業務技術的助言の報告
- ③ 事例発表(10:55頃～)
 - ①日の出町 ②千代田区 ③瑞穂町
- ④ グループディスカッション(14:45頃～)
 - 「介護給付適正化の取組」を各区市町村で進めるにあたっての課題・対策・今後の取組について
 - 介護給付適正化の評価方法・効果測定方法について



東京都における 介護給付適正化について



「介護給付適正化」の背景

- 介護保険制度の現状

- ✓ 高齢化のさらなる進展に伴い、介護費用が増大

- 行政の役割

- **介護保険制度を存続し、利用者へサービス提供**

- = 介護保険という制度の持続可能性を高めること**

<そのために必要なこと . . . >

- ✓ 保険料上昇を抑え、現役世代の過度な負担を避ける

- ✓ 高齢者世代内における負担の公平化

- ※ 2割（3割）負担導入、補足給付、総合事業 etc.



「介護給付適正化」の背景

□ 介護保険制度とは...

➤ サービス利用量の増加に比例して、財源である「介護保険料」は増加する仕組み

⇒ 高齢者・介護サービスの利用が増えるにつれて、
介護保険料はどんどん上がっていく



将来を見据え、介護保険制度を持続していくため、
「介護給付の適正化」が必要



「介護給付適正化」とは①

□ 国指針

平成26年8月29日付老介発0829第1号「『第3期介護給付適正化計画』に関する指針について」(1/2)

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切な**サービスの確保**とその結果としての**費用の効率化**を通じて介護保険制度への信頼を高め、**持続可能な介護保険制度の構築**に資するものである。



「介護給付適正化」とは②

□ 国指針

平成26年8月29日付老介発0829第1号「『第3期介護給付適正化計画』に関する指針について」(2/2)

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて**自立した日常生活を営むことができるようにするとともに**、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、**保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環**として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要である。



「介護給付適正化」とは③

□ 東京都第3期介護給付適正化計画における考え方

● 介護給付適正化の目的

利用者の**自立支援**に役立つサービスを、健全な財政の下、**過不足なく**提供することにより、介護保険制度の**持続可能性**を高め、もって**利用者保護(利用者の人権の尊**に資すること。

● 介護給付適正化の基本的考え方

介護サービスを必要とする人を**適正に認定**した上で、**適切なケアマネジメント**により受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者が**ルール**に従って**適正にサービス**を提供するよう促すこと。



介護給付適正化の主要5事業+1

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプラン点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 縦覧点検、医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知
- ⑥ 給付実績の活用



介護給付適正化 主要5事業+1 ケアプラン点検

- ✓ ケアマネージャが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、
- ✓ 事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、
- ✓ **市町村職員**等の第三者が点検及び**支援**を行うことにより、
- ✓ 個々の受給者が**真に必要とするサービスを確保**するとともに、
- ✓ その状態に**適合していないサービス提供を改善**する。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 住宅改修等の点検（住宅改修の点検）

- ✓ **保険者**が
- ✓ 改修工事を行おうとする受給者宅の
- ✓ **実態確認**や工事見積書の点検、**竣工時の訪問調査**等を行って施行状況を点検することにより、
- ✓ 受給者の**状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除**する。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 住宅改修等の点検（福祉用具購入・貸与調査）

- ✓ **保険者**が
- ✓ 福祉用具利用者等に対し
- ✓ **訪問調査**等を行って、
- ✓ 福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、
- ✓ 不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、
- ✓ 受給者の身体の状態に応じて**必要な福祉用具の利用を進める。**

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 縦覧点検・医療情報との突合

i. 縦覧点検

- ✓ 受給者ごとに
- ✓ 複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、
- ✓ 提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、
- ✓ 請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 縦覧点検・医療情報との突合

ii. 医療情報との突合

- ✓ 医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、
- ✓ 受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、
- ✓ 給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、
- ✓ 医療と介護の重複請求の排除等を図る。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 介護給付費通知

- ✓ 保険者から
- ✓ 受給者本人(家族を含む)に対して、
- ✓ 事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、
- ✓ **受給者や事業者**に対して**適切なサービスの利用と提供を普及啓発**するとともに、
- ✓ **自ら受けているサービスを改めて確認し、**
- ✓ 適正な請求に向けた抑制効果をあげる。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



介護給付適正化 主要5事業+1 給付実績の活用

- ✓ 国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、
- ✓ 不適切な給付や事業者を発見し、
- ✓ 適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。

～厚生労働省「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（事業趣旨）～



都における介護給付適正化の考え方

□ 介護給付適正化の目的

- ✓ 利用者の **自立支援に役立つサービス** を、健全な財政の下、**過不足なく提供** することにより、**介護保険制度の持続可能性を高め**、もって**利用者保護**(利用者の人権の尊重)の推進に資すること

利用者保護の推進



介護保険制度の持続可能性を高める



自立支援のためのサービスを過不足なく提供する

都における介護給付適正化の考え方②

□ 介護給付適正化の**基本**

- ✓ 介護サービスを必要とする人を**適正に認定**する
- ✓ **適切なケアマネジメント**により、受給者が真に必要とするサービスを見極める
- ✓ 事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう**促す**

主要⑤事業+1
介護給付適正化の

要介護認定の適正化

ケアプラン点検

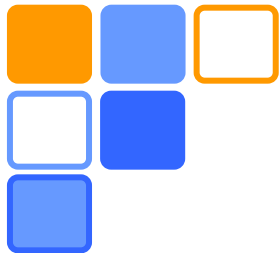
住宅改修等点検

縦覧点検・医療情報との突合

介護給付費通知

給付実績の活用

第3期介護給付適正化計画
振り返りを！



平成28年度 介護保険業務技術的助言の報告

各保険者の取組・課題への対応と
給付適正化推進へ向けたポイント



助言の報告について

✓ 介護給付適正化の各事業（※）における保険者の
主な取組、課題及び解決に向けた工夫を知る

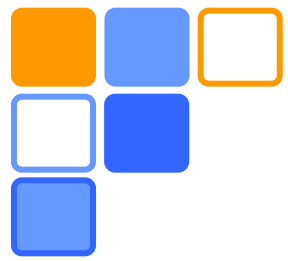
- 1 ケアプラン点検
- 2 住宅改修等点検
- 3 介護給付費通知
- 4 縦覧点検・医療情報との突合
給付実績の活用

※要介護認定の適正化を除く



適正化事業ごとの実施率（平成27年度）

適正化 事業名	実施保険者数				実施率
	区部 (23)	市部 (26)	町村部 (13)	計 (62)	
要介護認定の適正化 <small>※要介護認定の適正化において、 何らかの事業を実施している数</small>	23	26	7	56	90.3%
ケアプラン点検	23	20	4	47	75.8%
住宅改修等点検	20	22	9	51	82.3%
縦覧点検・ 医療情報との突合	23	26	13	62	100.0%
介護給付費通知	22	26	8	56	90.3%
給付実績の活用	17	10	5	32	51.6%



1 ケアプラン点検



1 ケアプラン点検

◆ 都内保険者の実施状況

	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
市部 (26)	20 (76.0%)	18 (69.2%)	16 (61.5%)	16 (61.5%)
町村部 (13)	4 (30.8%)	5 (38.5%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)
計 (62)	47 (75.8%)	46 (74.2%)	43 (69.4%)	43 (69.4%)

介護保険業務技術的助言 数値資料編より

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要 ～ケアプラン点検～

1. 計画について

◆ 3期計画から27年度目標を変更した . . . 9 保険者

○ ケアプラン点検実施の方向性の修正、実施対象の修正 (4 保険者)

- ・ 主任ケアマネと連携した点検の実施や事例集の作成、主任ケアマネの資格要件に点検参加を追加
- ・ 新規ケアマネを対象とした点検の実施

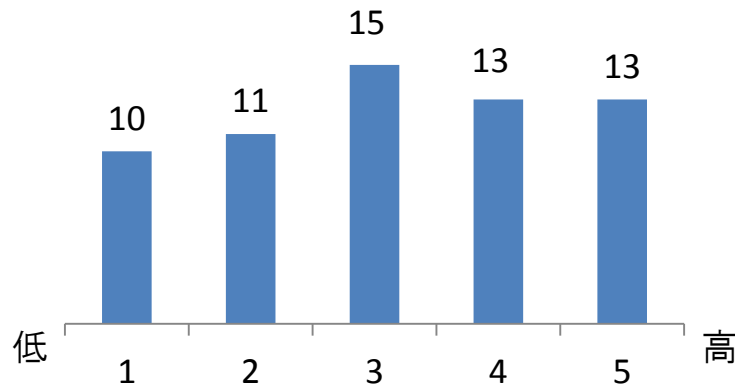
○ 点検件数の下方修正、次年度以降の目標に修正 (5 保険者)

◇ 変更していない

. . . 53 保険者

2. 実績等について

A. 取組目標への自己評価 (5段階)



B. 取組による効果・成果 (主なもの)

- ・ ケアマネの点検への理解促進 (保険者との共通理解の構築) (20 保険者)
- ・ 利用者の意向や意欲の向上を反映したケアプラン作成 (8 保険者)
- ・ アセスメントの重要性の再確認 (9 保険者)
- ・ 研修や検討会を通じた活動の活発化、点検の向上に前進 (11 保険者)

C. 目標達成への課題 (主なもの)

- ・ ケアマネ全体の知識向上、点検実施事業者以外への周知 (18 保険者)
- ・ 点検件数の増加、点検体制の整備 (14 保険者)
- ・ 保険者の専門性向上 (8 保険者)
- ・ 利用者へのケアプランに対する理解促進 (5 保険者)

D. 今後、3期計画の変更を考えている . . . 17 保険者 (主なもの)

- ・ ケアプラン点検件数の下方修正、実勢体制の整備、目標の具体化
- ・ 主任ケアマネとの連携等を通じた点検事業の拡充

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
～ケアプラン点検～

3. 趣旨の理解度について

	保険者	事業者	利用者																																				
理解度	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr> <tr><td>人数</td><td>5</td><td>6</td><td>15</td><td>25</td><td>11</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	5	6	15	25	11	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr> <tr><td>人数</td><td>7</td><td>9</td><td>24</td><td>13</td><td>9</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	7	9	24	13	9	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr> <tr><td>人数</td><td>29</td><td>9</td><td>20</td><td>2</td><td>2</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	29	9	20	2	2
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	5	6	15	25	11																																		
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	7	9	24	13	9																																		
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	29	9	20	2	2																																		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等（都実施も含む）の活用（17保険者） ・保険者内での情報共有（担当職員以外への勉強会等）（28保険者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ連絡会等を通じた情報提供（17保険者） ・研修開催、都の研修への参加推薦（17保険者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネを通じた理解促進（13保険者） ・広報の配布等、保険者からの働きかけ（6保険者） ・介護保険事業計画や事業実績報告における情報掲載（5保険者） 																																				



1 ケアプラン点検

◆ 保険者による主な取組事例

✓ 実施主体

- 保険者職員 + 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 のケアマネ等

✓ 点検対象の選定

- 介護給付適正化計画や介護保険事業計画等からテーマを選定
- 2～3年のスパンで管内の全事業所又は全ケアマネを対象
- 実地指導に合わせて点検を実施

✓ 実施方法（点検の観点等）

- 利用者の自立支援に資するケアプランか、利用者の生き方やその人らしい生活が見て取れるか
- 保険者独自のチェックシートを用いて事業所ごとに評価



1 ケアプラン点検

◆ 保険者が抱える主な課題

- a. ケアプラン点検に対する専門的知識をどう補うか
- b. 主任ケアマネを活用した点検の実施方法をどう確立するか
- c. ケアプラン点検の効果をどのように検証するか



1 ケアプラン点検

◆ 課題に対する取組・工夫①

- a. ケアプラン点検に対する専門的知識をどう補うか
- b. 主任ケアマネを活用した点検の実施方法をどう確立するか

✓ 管内の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの協力

- 主任ケアマネがケアプランを確認、面談シートにコメント記入
- 面談時に主任ケアマネがオブザーバーとして参加
- 主任ケアマネを中心に連絡会で点検結果を報告

✓ 研修会形式のケアプラン点検実施

✓ 都のケアプラン点検研修会、都ガイドライン（※）、専門家派遣事業の活用

※「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」
平成26年3月東京都発行

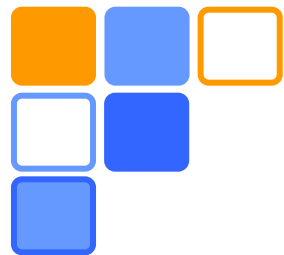


1 ケアプラン点検

◆ 課題に対する取組・工夫②

c. ケアプラン点検の効果をどのように検証するか

- ✓ ケアマネの**自己点検**・事業所内での**相互点検**による**自発的な過誤申請の促し**（**保険者への積極的な相談等**）
- ✓ **ケアプランの再点検**
 - 同じケアマネ、同じ利用者のケアプランの**変化状況を確認**（要介護状態の維持・改善等）
 - 保険者が定めたテーマについて**状況を確認**
- ✓ **ケアマネから利用者に点検の趣旨や結果を説明**
 - 効果測定のほか、利用者の**事業趣旨理解の向上**にも結びつく



2 住宅改修等点検



2 住宅改修等点検

◆ 都内保険者の実施状況

	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	20 (87.0%)	20 (87.0%)	21 (91.3%)	21 (91.3%)
市部 (26)	22 (84.6%)	24 (92.3%)	25 (96.2%)	24 (92.3%)
町村部 (13)	9 (69.2%)	9 (69.2%)	8 (61.5%)	9 (69.2%)
計 (62)	51 (82.3%)	53 (85.5%)	54 (87.1%)	54 (87.1%)

介護保険業務技術的助言 数値資料編より

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要 ～住宅改修等点検～

1. 計画について

◆ 3期計画から27年度目標を変更した・・・2保険者

○償還払いのほかに、受領委任払いの導入（1保険者）

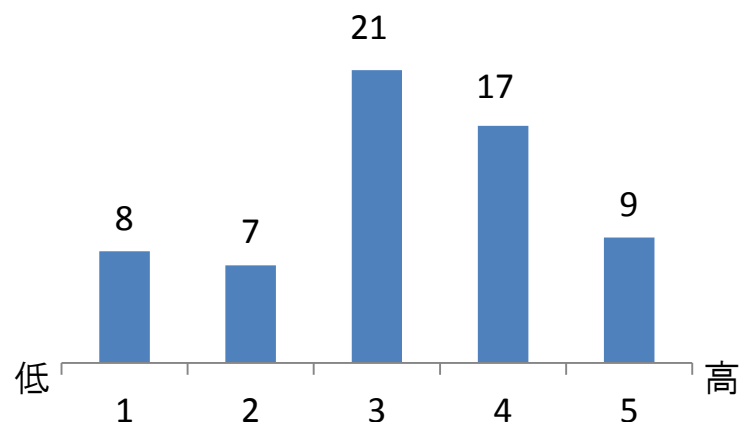
○事後確認調査を実施せず、事前調査のみの体制に変更（1保険者）

◇変更していない

・・・60保険者

2. 実績等について

A. 取組目標への自己評価（5段階）



B. 取組による効果・成果（主なもの）

- ・改修理由の明確化など、申請書等の質が向上又は不備が減少（15保険者）
- ・利用者の状況に適した改修の判断、不適切な給付の排除（21保険者）
- ・保険者や事業者の制度理解が向上（14保険者）

C. 目標達成への課題（主なもの）

- ・事業者（特に新規事業者）の制度理解の更なる向上、不適切な改修に対する注意喚起（27保険者）
- ・職員の経験・知識の蓄積、点検体制の整備（18保険者）

D. 今後、3期計画の変更を考えている・・・3保険者（主なもの）

- ・点検時のチェックシート作成を次年度以降に検討
- ・未実施事項について、次年度以降の目標に修正

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
～住宅改修等点検～

3. 趣旨の理解度について

	保険者	事業者	利用者
理解度	<p>理解度</p> <p>低 1 2 3 4 5 高</p>	<p>理解度</p> <p>低 1 2 3 4 5 高</p>	<p>理解度</p> <p>低 1 2 3 4 5 高</p>
取組	<ul style="list-style-type: none"> 各情報や方向性の共有 (42 保険者) 例：勉強会、検討会 マニュアルやQ & A作成 	<ul style="list-style-type: none"> 集団指導・事業者連絡会等を通じた説明・周知 (17 保険者) 研修会等の開催 (10 保険者) チラシ作成、Q & Aの発信 (6 保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネや包括センターを通じた周知 (14 保険者) チラシやホームページ上での周知 (6 保険者) 住宅改修アドバイザーや専門職員の事前派遣 (3 保険者)



2 住宅改修等点検

◆ 保険者による主な取組事例

✓ 実施主体

- 保険者職員 + 利用者（又は家族）、担当ケアマネ、事業者

✓ 点検対象の選定

- 申請時点で疑義が生じたもの
- 改修又は購入費用が高額なもの

✓ 実施方法（点検の観点等）

- 利用者の自立支援や安全性に資するものか、利用者の状態像に合っているか
- 事業者とは専門的観点から改修箇所等について確認、利用者及び担当ケアマネとは事業趣旨について説明



2 住宅改修等点検

◆ 保険者が抱える主な課題

- a. 住宅改修や福祉用具に対する専門的知識の不足、
ノウハウの継承
- b. 訪問調査を実施する基準をどのように定めるか



2 住宅改修等点検

◆ 課題に対する取組・工夫①

a. 住宅改修や福祉用具に対する専門的知識の不足、ノウハウの継承

- ✓ **マニュアルの整備、調査時のポイントをチェックシート形式で作成**
 - 給付解釈のまとめ、人事異動の際のノウハウ継承にも有効
- ✓ **NPO法人等、外部団体へ訪問調査業務を委託**
- ✓ **保険者職員の専門性向上のための取組を推進**
 - 東京都福祉保健財団の出張研修を職員向けに開催
 - 民間会社の主催する住宅改修・福祉用具に関する研修に参加
 - 改修実績が豊富な業者等と協力して点検の試行を実施



2 住宅改修等点検

◆ 課題に対する取組・工夫②

b. 訪問調査を実施する基準をどのように定めるか

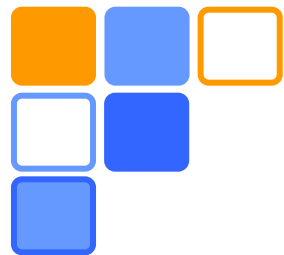
✓ 事業者の規模や質に合わせた調査の実施

- 主に福祉系の実績がない事業者や小規模事業者は原則として償還払いとして事前の訪問調査を実施

✓ 退院に向けた改修の場合、担当ケアマネがない場合

- 事後調査も積極的に実施

✓ 福祉用具の同一品目購入、3品目同時購入の場合



3 介護給付費通知



3 介護給付費通知

◆ 都内保険者の実施状況

	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	22 (95.7%)	22 (95.7%)	22 (95.7%)	22 (95.7%)
市部 (26)	26 (100.0%)	26 (100.0%)	25 (96.2%)	26 (100.0%)
町村部 (13)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	8 (61.5%)	9 (69.2%)
計 (62)	56 (90.3%)	56 (90.3%)	55 (88.7%)	57 (91.9%)

介護保険業務技術的助言 数値資料編より

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要 ～介護給付費通知～

1. 計画について

◆ 3期計画から27年度目標を変更した . . . 3 保険者

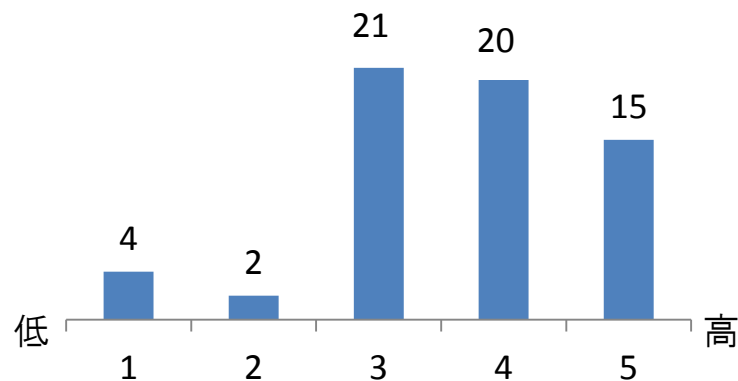
- 利用者に対してサービス種類、内容、負担費用等がわかりやすい通知及び説明文に修正 (2 保険者)
 - ・給付適正化の一環として、事業者への牽制も狙った内容の検討
- 他業務を優先し、給付費通知を次年度以降の目標に修正 (1 保険者)

◇ 変更していない

. . . 59 保険者

2. 実績等について

A. 取組目標への自己評価 (5段階)



B. 取組による効果・成果 (主なもの)

- ・利用者の制度理解・制度への関心の促進、サービス確認の機会創出 (31 保険者)
- ・効果的な通知内容や同封説明文の記載を充実化、結果として問合せの減少 (17 保険者)
- ・事業者の不正受給防止等の牽制効果 (2 保険者)

C. 目標達成への課題 (主なもの)

- ・よりわかりやすく効果的な通知内容にする必要性 (21 保険者)
- ・給付費通知の実施体制を強化、システム改修や実施回数等の検討、予算を踏まえた体制の検討 (16 保険者)
- ・給付費通知による効果の把握・活用方法 (6 保険者)

D. 今後、3期計画の変更を考えている . . . 7 保険者 (主なもの)

- ・利用者にわかりやすく、内容が充実した通知の検討
- ・システム改修、費用対効果、人員体制等を踏まえた通知方法の検討

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
 ～介護給付費通知～

3. 趣旨の理解度について

	保険者	事業者	利用者																																				
理解度	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><th>人数</th><td>2</td><td>1</td><td>16</td><td>25</td><td>18</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	2	1	16	25	18	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><th>人数</th><td>4</td><td>7</td><td>27</td><td>17</td><td>7</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	4	7	27	17	7	<table border="1"> <tr><th>理解度</th><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><th>人数</th><td>3</td><td>9</td><td>26</td><td>19</td><td>5</td></tr> </table>	理解度	1	2	3	4	5	人数	3	9	26	19	5
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	2	1	16	25	18																																		
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	4	7	27	17	7																																		
理解度	1	2	3	4	5																																		
人数	3	9	26	19	5																																		
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会等の実施 (4 保険者) ・ 担当内外で情報共有 (28 保険者) ・ Q & A等の作成 (3 保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団指導・事業者連絡会等での周知 (17 保険者) ・ 発送時又は事前に広報やチラシ等で周知 (7 保険者) ・ 事業者との情報共有システム・共有サイトの活用 (2 保険者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい通知内容に修正、説明用チラシの同封・配布 (26 保険者) ・ ケアマネ等に対し、周知や照会の依頼 (8 保険者) 																																				



3 介護給付費通知

◆ 保険者による主な取組事例

✓ 実施主体

- ・ 保険者の独自システムから通知を作成・発送
- ・ 国保連に委託して実施（メールシーラー）

✓ 通知期間・対象

- ・ 年1～4回程度
- ・ 全受給者又は在宅サービス受給者を対象
- ・ 過去一月分～半年分を通知

✓ その他の取組

- ・ 福祉用具貸与費の全国・東京都・保険者の平均と比較
- ・ 通知発送時、ケアマネ等に対して情報提供



3 介護給付費通知

◆ 保険者が抱える主な課題

- a. 利用者にとってよりわかりやすい通知にしなければならない
- b. 介護給付費通知の効果をどのように検証するか

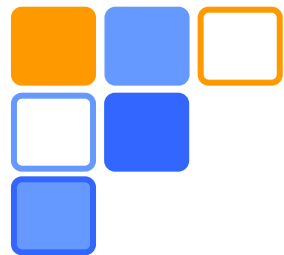


3 介護給付費通知

◆ 課題に対する取組・工夫

- a. 利用者にとってよりわかりやすい通知にしなければならない
- b. 介護給付費通知の効果をどのように検証するか

- ✓ **受給者からの要望**に対応し、**文字の大きさやカラー**を適宜変更
 - 通知の見方（案内文）を同封
 - 介護給付適正化に係るアンケートを実施
- ✓ **制度改正に関するチラシ等を同封**
- ✓ **給付実績の帳票から福祉用具貸与費の全国・都内・保険者内の平均費用を算出して同封**
 - 国保連マニュアル「福祉用具貸与費一覧表」から抽出



4 縦覧点検・医療情報との突合 給付実績の活用

4 縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用

◆ 都内保険者の実施状況

※縦覧・医突は全保険者が国保連委託して実施しているため、下表には給付実績の活用の実施状況を掲載

	平成27年度 (実施率)	平成26年度 (実施率)	平成25年度 (実施率)	平成24年度 (実施率)
区部 (23)	17 (73.9%)	17 (73.9%)	18 (78.3%)	19 (82.6%)
市部 (26)	10 (38.5%)	9 (34.6%)	7 (26.9%)	13 (50.0%)
町村部 (13)	5 (38.5%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)
計 (62)	32 (51.6%)	26 (41.9%)	27 (43.5%)	36 (58.1%)

平成27年度及び26年度実績：介護保険業務技術的助言 数値資料編より
 上記以外の実績：厚生労働省 介護給付適正化実施状況調査より

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
～縦覧点検・医療情報との突合～

1. 計画について

◆ 3期計画から27年度目標を変更した . . . 4 保険者

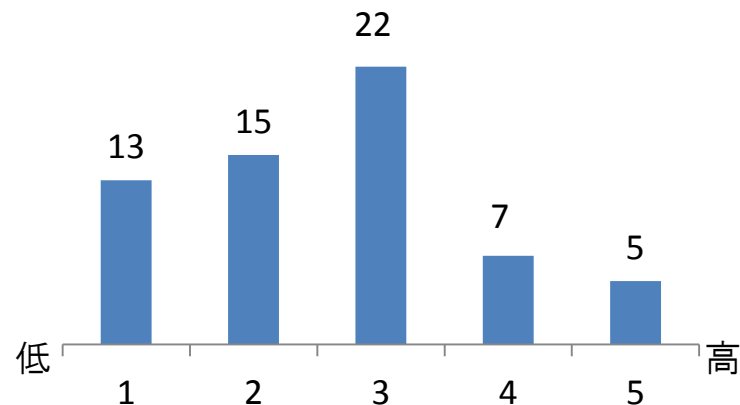
- 給付実績から事業者の請求とケアマネの請求を確認し、請求の整合性を向上 (1 保険者)
- 国保連処理対象外の縦覧点検等について、処理方法を検討 (1 保険者)
- 縦覧点検・医療情報との突合の片方、又は両方が未実施のため、次年度以降の目標に修正 (2 保険者)

◇ 変更していない

. . . 58 保険者

2. 実績等について

A. 取組目標への自己評価 (5段階)



B. 取組による効果・成果 (主なもの)

- ・ 過誤申立等による給付の適正化 (20 保険者)
- ・ 活用しやすい帳票の絞込み等による効率的な実施、目標達成に向けた前進 (15 保険者)

C. 目標達成への課題 (主なもの)

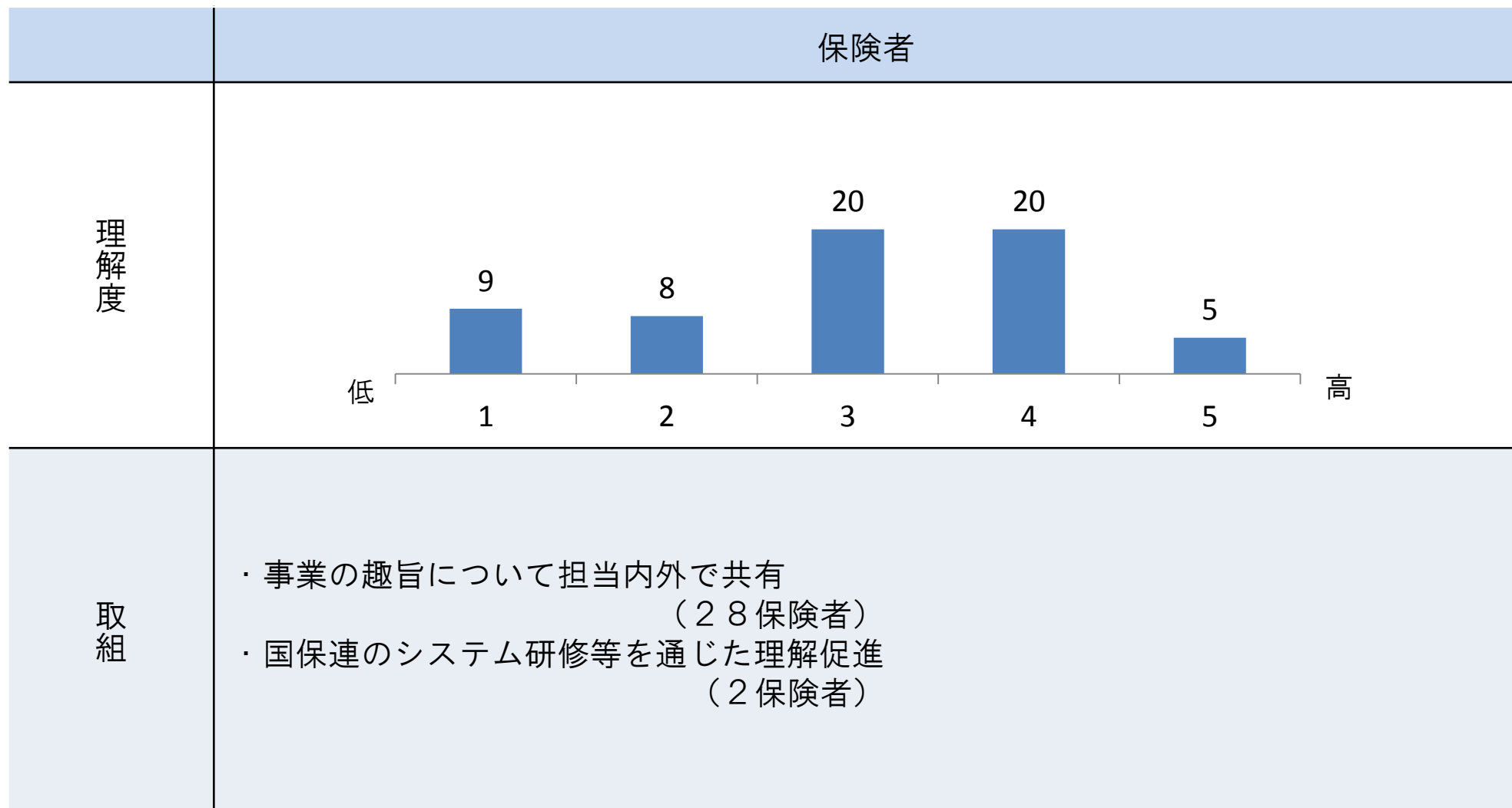
- ・ 帳票の効果的な活用方法の検討、人員体制等の整備 (43 保険者)
- ・ 請求や点検に関する職員の知識の蓄積 (3 保険者)
- ・ 組織的な検討、システムに関する情報共有 (4 保険者)

D. 今後、3期計画の変更を考えている . . . 7 保険者 (主なもの)

- ・ 未実施事項について、次年度以降の目標に修正
例：人員体制の整備、未実施事項の把握・処理方法の検討

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
～縦覧点検・医療情報との突合～

3. 趣旨の理解度について



(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要 ～給付実績の活用～

1. 計画について

◆ 3期計画から27年度目標を変更した . . . 5 保険者

○ 給付実績の活用方法について、次年度以降の目標に修正
(4 保険者)

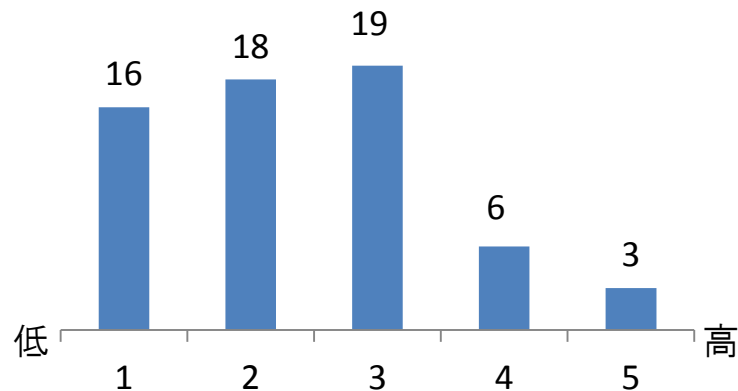
○ 国保連の給付実績を活用し、請求自体に誤りがないかの把握に努める
(1 保険者)

◇ 変更していない

. . . 57 保険者

2. 実績等について

A. 取組目標への自己評価 (5段階)



B. 取組による効果・成果 (主なもの)

- ・ 過誤申立等による給付の適正化 (7 保険者)
- ・ 事業者の実態把握や効果的な指導の実施に有益 (12 保険者)
- ・ 給付実績の活用の有用さを確認 (8 保険者)

C. 目標達成への課題 (主なもの)

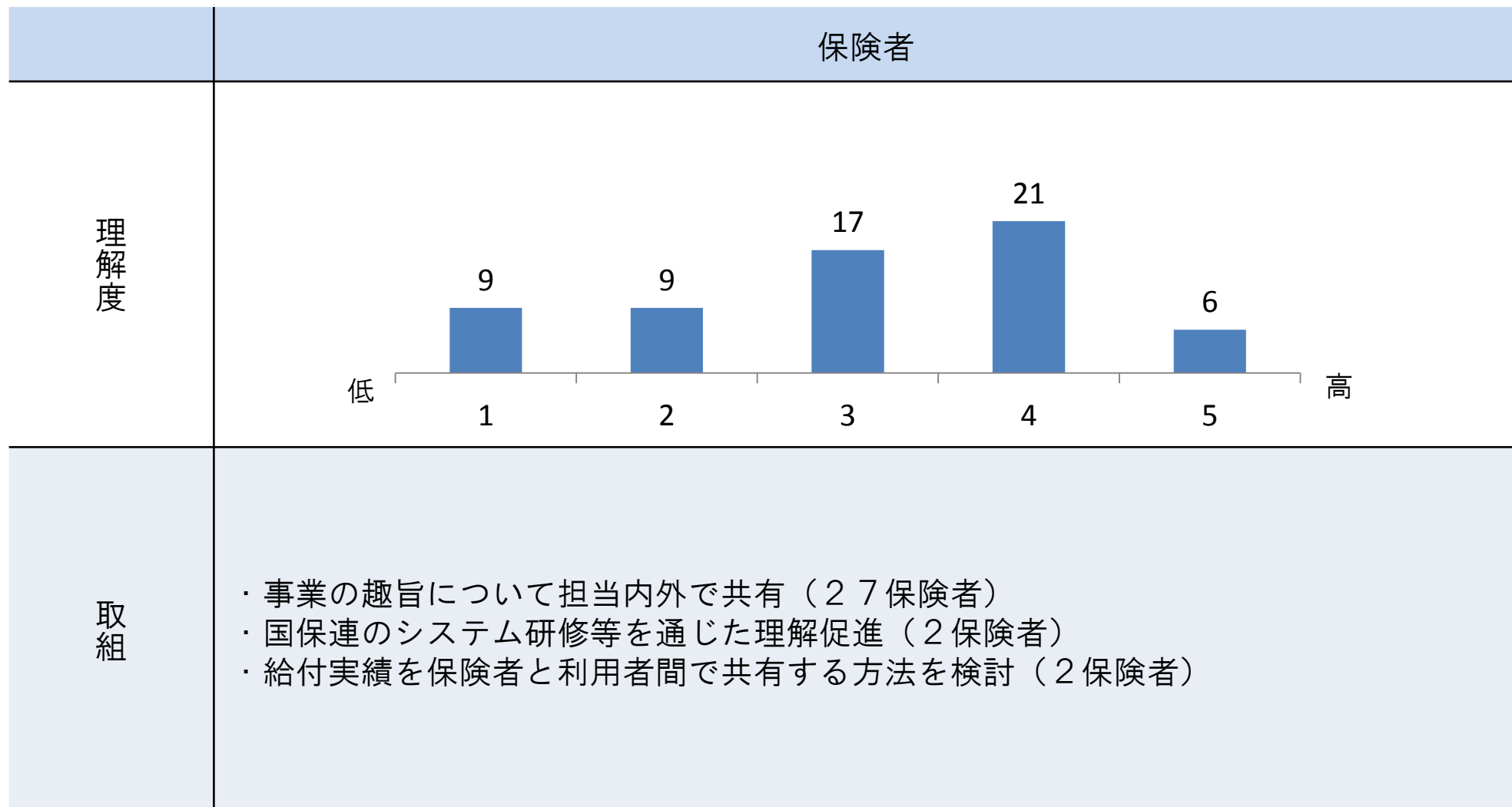
- ・ より効果的な活用方法の検討、人員・時間確保等の体制整備 (35 保険者)
- ・ 給付実績に関する知識・経験の蓄積 (6 保険者)
- ・ 更なる活用に向けた点検事業の拡充 (7 保険者)

D. 今後、3期計画の変更を考えている . . . 11 保険者 (主なもの)

- ・ 未実施事項について、次年度以降の目標に修正
例：人員体制の整備、主要な実績について効果的な活用方法の検討

(参考)「第3期介護給付適正化計画における実施目標等に係るアンケート調査」結果の概要
～給付実績の活用～

3. 趣旨の理解度について





4 縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用

◆ 保険者による主な取組事例①(縦覧医突)

✓ 活用帳票

- 「**居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表**」
 - サービスの利用実績がないケアプラン（空プラン）を確認
- 「**重複請求縦覧チェック一覧表**」
 - 居宅サービスと施設サービスとの受給日数を合計し、受給可能日数を超えていないかを確認
 - 1月を通じた小規模多機能型居宅介護等の給付実績がある場合に、居宅介護支援費等の給付実績がないかを確認
- 「**軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表**」
 - 算定に当たって確認書類（認定調査票の写し等）が保険者に提出されているかを確認



4 縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用

◆ 保険者による主な取組事例②(給付実績)

✓ 活用帳票

- 「福祉用具貸与費一覧表」

- 提供単位数が平均単位数と比べて150%を超えている場合、ケアマネに連絡して複数の事業所から見積もりを出すよう促す
- 給付費通知への活用

- 「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」

- 国保連に認定情報を送付して突合、不適正な可能性のある給付情報を抽出（認知症加算、福祉用具貸与等）
- 外部システムや介護情報WEBシステムを活用した突合

- 「全体総括表（支援事業所グラフ）」

- 複数の帳票をグラフ化、ケアプラン点検の対象選定等に活用



4 縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用

◆ 保険者が抱える主な課題

- a. 効果的・効率的な点検方法、活用方法の検討
- b. 事業者への実務的な確認方法



4 縦覧点検・医療情報との突合、給付実績の活用

◆ 課題に対する取組・工夫①

a. 効果的・効率的な点検方法、活用方法の検討

✓ 国保連マニュアルの活用

- 平成27年11月に発行の「国保連合会介護給付適正化システム〈提供情報活用マニュアル〉」
- 各帳票の特徴（ケアプラン点検に役立つ、過誤請求に役立つ等）や活用方法、過誤とする根拠法令等も併せて掲載

✓ 国保連によるシステム研修会や出前研修の活用

- ケアプラン分析システムや給付適正化システムの活用について、操作説明も含めて実施（平成28年10月14日・26日開催）

◆ 課題に対する取組・工夫②

b. 事業者への実務的な確認方法

✓ 電話で算定状況や過誤処理状況を確認

- すでに自主的に過誤申立を行っている場合もある

✓ 文書で該当項目について確認を依頼

- 根拠法令や国のQ&A等を掲載して確認すべき点を明示
- 「算定に誤りの可能性がある」とすることで、事業者との関係を悪化させず、自主点検を促す

✓ 確認結果（回答）を収受

- 過誤申立する／しないという結果と、その理由を確認



助言の報告まとめ

- ✓ 介護給付適正化の各事業（※）における保険者の主な取組、課題及び解決に向けた工夫を知る

- **適正化事業の主体**

保険者

+

地域資源（ケアマネ、NPO法人等）

関係機関（都、国保連、財団等）



助言の報告まとめ

- ✓ 介護給付適正化の各事業（※）における保険者の主な取組、課題及び解決に向けた工夫を知る

・進捗状況に合わせた取組・工夫

- 他保険者の取組を真似る、少ない件数でも実施してみる

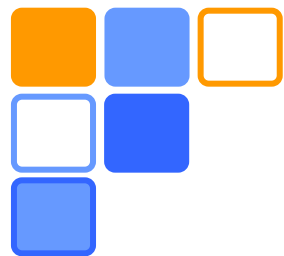


- 取組の定着化を図る、目標を設定する



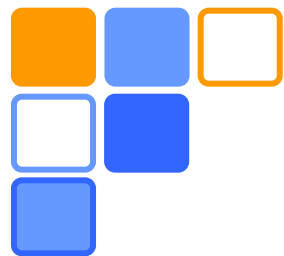
- 取組の効果を展開する工夫を検討する

⇒**介護給付適正化の推進**



介護給付適正化ブロック研修会 (関東・甲信越ブロック) の報告

- 開催：平成28年10月31日実施(於 川越市)
 - ✓都からは東京都、都国保連、練馬区、町田市が参加
- 主催
 - ✓埼玉県(福祉部地域包括ケア課)、埼玉県国保連、
 - ✓厚労省(老健局介護保険計画課)、国保中央会、
- 内容
 - ✓事例紹介(埼玉県国保連、松本市、座間市)
 - ✓グループ討議
 - ① 保険者が抱える課題、課題に対する改善策、都道府県及び国保連の支援策について
 - ② 適切なケアマネジメントの推進に係る取組事例について



まとめ

～介護給付適正化の推進に向けて～

- ✓ 適正化は保険者機能の一環
- ✓ 目標を設定し、計画的かつ継続的に取り組む ⇒ **重要！**
- ✓ 目標の設定
⇒ 地域の実情に合わせ、優先順位の高いものから設定
- ✓ 取組の進捗状況によっては、目標を不断に見直す
- ✓ 少しずつ、工夫して、それを継続・発展